

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金 交付申請の手引き

1. この補助金制度の目的

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金補助金は、小松市内の介護サービス事業所に勤務している、または勤務する見込みの人で、介護支援専門員または主任介護支援専門員の資格を新たに取得した人を対象に、資格取得に係る経費に対し補助金を交付するものです。介護支援専門員や主任介護支援専門員を目指す人を応援することで、本市の介護サービスの安定的な提供につなげることを目的としています。

2. 補助金の対象者

この補助金の対象者は次のとおりです。

○小松市内の介護サービス事業所に勤務しているまたは勤務することが見込まれる人

⇒雇用契約書や職員証、採用通知書などで確認します

⇒ケアマネ業務に就いているかは問いません

○それぞれの資格について、次の要件を満たす人

★介護支援専門員…申請時において、介護支援専門員資格を取得して1年以内の人

⇒申請時に、介護支援専門員証の交付日から1年以内の人

★主任介護支援専門員…申請時において、主任介護支援専門員資格を取得して1年以内の人

⇒申請時に、主任介護支援専門員研修修了証明書の交付日から1年以内の人

○同じ資格の取得に対して、小松市以外の自治体から、類似の補助金を受けていない人

⇒市外の事業所と市内の事業所を兼務していたり、市外事業所から市内事業所に転職や異動するなどした人で、小松市より先に市外事業所のある自治体からこの補助金と類似の補助金の交付を受けた場合は、小松市の補助金の対象外となります。

○申請者のお住い（住民票の住所地）は問いません

小松市外にお住まいの方も、市内の事業所に勤務していれば対象となります。

○勤務(予定)先として認められる事業所は、介護保険法第8条、第8条の2、第115条の45第1項及び第115条の46第1項に規定する事業を行う事業所をいいます。具体的には次のとおりです。なお、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象外です。

サービス種類	サービス名
居宅サービス	訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 福祉用具貸与 特定 (介護予防) 福祉用具販売
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
居宅介護支援	居宅介護支援
介護予防支援	介護予防支援
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業
地域包括支援センター	地域包括支援センター

3. 補助金の対象となる経費

この補助金の対象となる経費は次のとおりです。

- 介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料
- 介護支援専門員実務研修受講手数料
- 主任介護支援専門員研修受講手数料

⇒勤務先や過去に勤めていた事業所から、資格取得に対して助成金や支援金が支給され

た場合は、補助金の対象経費からその額を控除してください。

※対象経費の全額を勤務先が負担した場合は、市からの補助金の交付はありません。

⇒介護支援専門員証の交付手数料、受験や受講に要した交通費や振込手数料、個人的に購入した書籍等の購入費は対象外です

4. 補助金の額

補助金の額は、申請者が負担した「3. 補助金の対象となる経費」の10分の10の額となり、1人当たりの上限額は50,000円です。

⇒補助金の対象となる経費から、勤務先から支給された助成金等を引いた額と、50,000円を比較して、少ない方の額が補助金の額となります。

(例)

①介護支援専門員の資格取得にあたり、

介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料 9,200円と

介護支援専門員実務研修受講手数料 44,000円

を負担し、勤務先からの助成が無い場合の補助金の額は、50,000円となります。

②介護支援専門員の資格取得にあたり、

介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料 9,200円と

介護支援専門員実務研修受講手数料 44,000円

を負担し、勤務先から30,000円の助成を受けた場合の補助金の額は、

53,200円(対象経費の合計)－30,000円(勤務先からの助成)＝23,200円となります。

③主任介護支援専門員の資格取得にあたり、

主任介護支援専門員研修受講手数料 43,000円を負担し、勤務先からの助成が無い場合の補助金の額は、43,000円となります。

5. 補助金の申請方法

小松市介護支援専門員等資格取得支援補助金 交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記載し、署名又は記名・押印した上で、添付書類を添えて小松市長寿介護課に提出してください。(持参または郵送)

添付書類は次のとおりです。

○介護支援専門員証の写し

○介護支援専門員実務研修の修了証明書の写し(主任介護支援専門員を除く)

○主任介護支援専門員研修の修了証明書の写し(主任介護支援専門員のみ)

○市内の介護サービス事業所に勤務している又は勤務する見込であることがわかるもの(雇用契約書、労働条件通知書、職員証、内定通知書など)

⇒申請は、資格の取得から1年以内に行ってください。資格の取得から1年を経過すると申請することはできませんのでご注意ください。

- ⇒申請書の内容などについて、申請者又は勤務先に問合せをする場合がありますのでご了承ください。
- ⇒申請書類等の審査を行い補助金交付の可否を決定した上で、交付決定兼確定通知書（または却下通知書）を申請者宛てにお送りしますので内容をご確認ください。
- ⇒申請から概ね1月で指定の口座に振り込みます。
- ⇒申請書類やチラシ、要綱などは小松市ホームページに掲載しております

6. 留意事項

補助金の交付申請にあたり、虚偽の申請や不正の行為があった場合は、既に交付した補助金の一部または全部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

7. 交付申請書の提出先・問合せ先

小松市役所 長寿介護課（指定・給付担当）

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 TEL: 0761 (24) 8149 FAX:0761 (23) 3243

MAIL : kaigo@city.komatsu.lg.jp

小松市ホームページ :

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/oshirase/18600.html>